

議題（1）課税限度額の改正について

諮詢内容

- 1 国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。
 ・令和8年度以降の国民健康保険税に係る課税限度額について、地方税法施行令の規定が改正された場合は、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。

(1) 課税限度額について

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関係において被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしている。

また、地方税法施行令（第 56 条の 88 の 2）において、国の法定課税限度額が定められており、これを参考に各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっている。

本市においては過去、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に実施してきた経緯もあることから、現行の課税限度額は、国が定める法定課税限度額と同額となっている。

課税限度額の推移

年度	法定				小牧市				合計
	医療分	支援分	介護分	合計	医療分	支援分	介護分	合計	
28	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	0 万円
29	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	0 万円
30	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	0 万円
元	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	0 万円
2	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	0 万円
3	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	0 万円
4	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円	0 万円
5	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円	0 万円
6	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円	0 万円
7	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円	66 万円	26 万円	17 万円	109 万円	0 万円

(2) 令和8年度小牧市国民健康保険税における課税限度額（案）について

本年度の税制改正により、基礎課税額に係る法定課税限度額（医療分）が、現行66万円が令和8年度から67万円に1万円引き上げられ、また新たに子ども子育て支援納付金課税額（子ども分）に係る法定課税限度額が、令和8年度から3万円となる見込みである。本市においても次の理由により、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討している。

なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後に行う予定である。

【改正理由】

- ア 国民健康保険財政の健全化に向け一般会計からの決算補填等目的による繰入の解消・削減を図るため。
- イ 国民健康保険は相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担に抑える仕組みであることから、課税限度額引き上げにより、所得階層間の負担ができるだけ公平にするため。

法定課税限度額の改正(案)

区分	現行(7年度)	改正(8年度)	増加額
医療分	66万円	67万円	1万円増
支援分	26万円	26万円	(増減なし)
介護分	17万円	17万円	(増減なし)
合 計	109万円	110万円	1万円増
子ども分		3万円	新規

地方税法施行令は令和8年3月末頃に改正される予定です。

(3) 改正による影響について

(令和7年度課税データに基づき令和8年度（案）の保険税率・課税限度額を用いて試算)

① 国保税（課税額）の増加見込み

※子ども・子育て支援納付金分除く

区分	増加額
医療分	約306万円
支援分	—
介護分	—
合 計	約306万円

②限度額超過世帯数の見込み

区分	全世帯	該当世帯	該当率	限度額世帯の平均所得
医療分	15,900 世帯	302 世帯	約 1.9%	約 2,033 万円

③該当世帯（例）

区分	3人世帯の場合		1人世帯の場合	
	現行 (限度額66万円)	改正 (限度額67万円)	現行 (限度額66万円)	改正 (限度額67万円)
医療分が限度額に到達する所得	約 836 万円	約 878 万円	約 957 万円	約 972 万円